

検察庁法		国家公務員法	
改正案	現行	改正案	現行
		第三章 (略)	第三章 職員に適用される基準
		第二節 (略)	第二節 採用試験及び任用
		第四款 (略)	第四款 任用
			免
第五十九条 (条件付任用) 職員の採用及び昇任は、職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、人事院規則で定める者を採用する場合その他人事院規則で定める場合を除き、条件付のものとし、職員が、その官職において六	第五十九条 (条件付任用期間) 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて条件附		

		月の期間（六月の期間とする） とが適当でないと認められる職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式なものとなるものとする。
第六十条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（臨時的職員その他の法律により任期を定	（定年前再任用短時間勤務職員の任用）	② 前項に定めるもののほか、条件付任用に関し必要な事項
（新設）	る。	② 条件附採用に 関し必要な事項又は条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を閉める職員が退職する場合を除く。) をした者(以下この条及び第八十二条第二項において「年齢六十岁以上退職者」という。) 又は年齢六十年に達した日以後に自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の規定により退職(自邸官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げる隊員が退職する場合を除く。) をした者(以下この項及び第三項において「自衛隊法による年齢六十岁以上退職者」という。) を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職(当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当

該短時間勤務の官職と同種の官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。)

(一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で定める官職(第四項及び第六節第一款第二目においてこれらの官職を「指定職」という。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者がこれらの者を採用しようとすると短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要

する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。) を経過した者であるときは、この限りでない。

② 前項の規定により採用された職員(以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

③ 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当を経過していない者以外の

<p>（適格性審査及び幹部候補者名簿）</p> <p>第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令</p>	<p>（適格性審査及び幹部候補者名簿）</p> <p>第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令</p>	<p>④ 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>	<p>者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>

で定めるところにより、幹部職

（自衛隊法

第三十条の二第

で定めるところにより、幹部職
（自衛隊法（昭和二十九年法律
第一百六十五号）第三十条の二第

一項第六号に規定する幹部職を
含む。第二号及び次項において
同じ。）に属する官職（同条第

一項第六号に規定する幹部職を
含む。以下この条において
同じ。）に属する官職（同項第

一項第一号に規定する自衛官以
外の隊員が占める職を含む。次
項及び第六十一条の十一において
同じ。）に係る標準職務遂行
能力（同法第三十条の二第一項
第五号に規定する標準職務遂行
能力を含む。次項において同じ
。）を有することを確認するた
めの審査（以下「適格性審査」
という。）を公正に行うものと
する。

一 幹部職員（自衛隊法第三十
条の二第一項第六号に規定す
る幹部隊員を含む。次号
一 及び第六十一条の九第一項
において同じ。）

一 幹部職員（自衛隊法第三十
条の二第一項第六号に規定す
る幹部隊員を含む。以下この
項及び第六十一条の九第一項
において同じ。）

- 二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員（以下「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項、第六十一条の六並びに第六十一条の十一において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者
- 三 (略)
- ② 内閣総理大臣は、適格性審査の結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者
- ② 内閣総理大臣は、適格性審査の結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載

した名簿（以下この条及び次条において「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。

③（略）

③ 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。

④（略）

④ 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には隨時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。

⑤（略）

⑤ 内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。

<p>（内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等）</p> <p>第六十一条の四 任命権者は、職員の選考による採用、昇任、降任及び転任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官僚への昇任、降任及び転任（第八十一条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。）並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。第四項において同じ。）及び免職（次項及び第三項において「採用等」という。）を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣</p>	<p>（内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等）</p> <p>第六十一条の四 任命権者は、職員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに</p>
<p>幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。第四項において同じ。）及び免職（以下この条において「採用等」という。）を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣</p>	<p>幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。第四項において同じ。）及び免職（以下この条において「採用等」という。）を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣</p>

及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

② (略)

③ (略)

③ 任命権者は、前項の規定により職員の採用等を行つた場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない

② 前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、任命権者は、同項の規定にかかわらず、当該協議を行うことなく、職員の採用等を行うことができる。

<p>第六節 (略)</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第一目 (略)</p>	<p>十一條の二第一項の規定による降任及び転任を除く。以下この項において「昇任等」という。)について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。</p>
<p>第六節 分限、懲戒及び保障</p> <p>第一款 分限</p> <p>第一目 降任、休職 、免職等</p>	<p>以下この項において「昇任等」という。)について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。</p>

<p>② 法務大臣は、検事正の職にあ 第九条 (略)</p>		<p>第二十五条 檢察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。</p>
<p>第九条 (新設)</p>		<p>（身分保障）</p> <p>第七十五条 職員は、法律又は人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。</p>
<p>第八十一条の二 任命権者は、管理監督職（一般職の職員の給与 の降低等）</p>	<p>第二目 管理監督職 勤務上限年 齢による降 任等</p>	<p>（身分保障）</p> <p>第七十五条 職員は、法律又は人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。</p> <p>② 職員は、この法律又は人事院規則で定める事由に該当するとときは、降給されるものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（身分保障）</p> <p>第七十五条 職員は、法律又は人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。</p> <p>② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するとときは、降給されるものとする。</p>

る検事が年齢六十三年に達したときは、他の職に補するものとする。

③ (7) (略)

⑧ (略)

第十条 (略)

② 前条第二項から第七項までの規定は、上席検察官について準用する。

③ (略)

第二十二条 (略)

② (略)

第十条 (新設)

② (略)

第二十二条 (略)

② (略)

第十条 (新設)

② (略)

④ 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

⑤ (8) (略)

(新設)

に関する法律第十条の二第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並びに指定職（これらの官職のうち、病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。）をいう。以下この目及び第八十一条の七第一項において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間

をいう。以下この款において同じ。) (第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。) に、管理監督職以外の官職又は管理監督職を超過する管理監督職(以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。)勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職(以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。同項において同じ。)をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第八十一条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

(2)

前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一　国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち人事院規則で定める管理監督職　年齢六十二年

二　前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職　六十年を超えて六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 法務大臣は、年齢が六十三年 に達した検事を検事正の職に補 することができない。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>② 前条第二項から第七項までの 規定は、上席検察官について準</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>第九条 (新設)</p> <p>第八十一条の三 任命権者は、採 用し、昇任し、降任し、又は転 任しようとする管理監督職に係 る管理監督職勤務上限年齢に達 している者を、その者が当該管 理監督職を占めているものとし た場合における異動期間の末日 の翌日（他の官職への降任等を された職員にあつては、当該他 の官職への降任等をされた日）</p>
	<p>③ 第一項本文の規定による他の 官職への降任又は転任（以下こ の目及び第八十九条第一項にお いて「他の官職への降任等」と いう。）を行うに当たつて任命 権者が遵守すべき基準に関する 事項その他の他の官職への降任 等に関し必要な事項は、人事院 規則で定める。</p> <p>（管理監督職への任用の制限）</p> <p>（新設）</p>

<p>③ 第九条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 法務大臣は、前項の規定にか</p>		<p>② 前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。</p>
<p>(新設)</p> <p>第九条 (略)</p>		<p>② (略)</p>
<p>第九条 (略)</p> <p>② (新設)</p> <p>第八十一条の五 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、</p>	<p>第八十一条の四 前二条の規定は、臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。</p>	<p>以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>
<p>(新設)</p>		<p>② (略)</p>

かわらず、同項に規定する検事について、当該検事の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該検事を他の職に補することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として法務大臣が定める準則（以下この条において単に「準則」という。）で定める事由があると認めるとときは、当該検事が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該検事を引き続き当該検事が年齢六十三年に達したときに占めていた職を占めたまま勤務させることができること。

（新設）
第十条
（略）

次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができること。

一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② 前条第二項から第七項までの

第十条
（新設）

（略）

④ ⑤ ⑦
（略）

（新設）
第十条
（略）

（略）

規定は、上席検察官について準用する。

③ (略)

第二十二条 (略)

② ④ (略)

⑤ 内閣は、前項の規定にかかわらず、年齢が六十三年に達した次長検事又は検事長について、

当該次長検事又は検事長の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該次長検事又は検事長を検事に任命することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② (略)

第二十二条 (略)

(新設)

二、当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二、当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

官及び職を占めたまま勤務させ
ることができる。

⑥⑦⑧ (略)

第九条 (略)

②・③ (略)

④ 法務大臣は、前項又はこの項

の規定により延長した期限が到

来する場合において、前項の事

由が引き続きあると認めるとき

は、準則で定めるところにより

、延長した期限の翌日から起算

して一年を超えない範囲内（そ

の範囲内に第二十二条第一項に

規定する退官すべき期日がある

検事にあつては、延長した期限

の翌日から当該退官すべき期日

までの範囲内）で期限を延長す

ることができる。

⑤⑥⑦ (略)

② (新設)

第九条 (新設)

(略)

② 任命権者は、前項又はこの項

の規定により異動期間（これら

の規定により延長された期間を

含む。）が延長された管理監督

職を占める職員について、前項

各号に掲げる事由が引き続きあ

ると認めるときは、人事院の承

認を得て、延長された当該異動

期間の末日の翌日から起算して

一年を超えない期間内（当該期

間に定年退職日がある職員に

あつては、延長された当該異動

期間の末日の翌日から定年退職

日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異

動期間を更に延長することができる。

ただし、更に延長される

当該異動期間の末日は、当該職

第十条 (略)

② 前条第二項から第七項までの規定は、上席検察官について準用する。

第十条 (新設) (略)

員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ (略)

第二十二条 (略)

② (略)

⑥ 内閣は、前項又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続きたると認めるとときは、

(新設)

第二十二条 (略)

② (略)

内閣の定めるところにより、延長した期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内(その範囲内に第一項に規定する退官すべき期日がある次長検事又は検事長にあつては、延長した期限の翌日から当該退官すべき期日までの範囲内)で期限を延長することができる。

(新設)

③

任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他）の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職と特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定

める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- ④ 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これららの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除

く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるとときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

第九条（略）

② ⑦
⑧
(略)

第十条（略）

③ ②
(略)

第二十二条（略）

第九条（略）

②
(新設)
(略)

第十条（略）

②
(新設)
(略)

第二十二条（略）

② ⑧ (略)

(新設)

第三目 定年による
退職等

(定年による退職)

第二十二条 檢事総長は、年齢が
六十五年に達した時に、その他
の検察官は年齢が六十三年に達
した時に退官する。

(新設)

第二十二条 檢察官は、年齢が
六十五年に達した時に、
退官する。

② ⑧ (略)

第二目 定年

(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に
別段の定めのある場合を除き、
定年に達したときは、定年に達
した日以後における最初の三月
三十一日又は第五十五条第一項
に規定する任命権者若しくは法
律で別に定められた任命権者が
あらかじめ指定する日のいずれ
か早い日（次条第一項及び第二
項において「定年退職日」とい
う。）に退職する。

第八十一条の六 職員は、法律に
別段の定めのある場合を除き、
定年に達したときは、定年に達
した日以後における最初の三月
三十一日又は第五十五条第一項
に規定する任命権者若しくは法
律で別に定められた任命権者が
あらかじめ指定する日のいずれ
か早い日（以下

「定年退職日」とい
う。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十五年
とする。ただし、その職務と責
任に特殊性があること又は欠員
の補充が困難であることにより
定年を年齢六十五年とすること

② 前項の定年は、年齢六十年と
する。ただし、次の各号に掲げ
る職員の定年は、当該各号に定
める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で

が著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。

人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年
齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年
齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超えて、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③ (略)

③ 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員に

第二十二条（略）

② 檢事総長、次長検事又は検事

第二十二条（新設）（略）

（定年による退職の特例）

（定年による退職の特例）

は適用しない

第八十一条の七 任命権者は、定

規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める

長に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用について
は、同条第一項中「に係る定年
退職日」とあるのは「が定年に
達した日」と、「を当該定年退
職日において」とあるのは「を
当該職員が定年に達した日にお
いて」と、同項ただし書中「第
八十二条の五第一項から第四項
までの規定により異動期間（こ
れらの規定により延長された期
間を含む。）を延長した職員で
あつて、定年退職日において管
理監督職を占めている職員につ
いては、同条第一項又は第二項
の規定により当該定年退職日ま
で当該異動期間を延長した場合

規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める

ときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定期退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により

年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

であつて、引き続き勤務させる
ことについて人事院の承認を得
たときに限るものとし、当該期
限は、当該職員が占めている管
理監督職に係る異動期間の末日
一とあるのは「検察庁法第二十
二条第五項又は第六項の規定に
より次長検事又は検事長として
勤務させる期限を延長した職員
であつて、定年に達した日にお
いて次長検事又は検事長として
勤務している職員については、
これらの規定により次長検事又
は検事長として勤務させる期限
を延長した場合であつて、引き
続き勤務させることについて内
閣の定める場合に限るものとし
、同条第二項の規定により読み
替えて適用するこの項本文に規
定する期限は、当該職員が年齢
六十三年に達した日」と、同項
第一号及び同条第三項中「人事

延長された期間を含む。)を延
長した職員であつて、定年退職
日において管理監督職を占めて
いる職員については、同条第一
項又は第二項の規定により当該
定年退職日まで当該異動期間を
延長した場合であつて、引き続
き勤務させることについて人事
院の承認を得たときに限るもの
とし、当該期限は、当該職員が
占めている管理監督職に係る異
動期間の末日の翌日から起算し
て三年を超えることができない
。

一 前条第一項の規定により退
職すべきこととなる職員の職
務の遂行上の特別の事情を勘
案して、当該職員の退職によ
り公務の運営に著しい支障が
生ずると認められる事由とし
て人事院規則で定める事由

二 前条第一項の規定により退

院規則で」とあるのは「内閣が」と、同条第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日」（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）とあるのは「が定年に達した日（検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する次長検事又は検事長については、年齢が六十三年に達した日）」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。

③ 檢事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」とあるの

（新設）

職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

は「当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間」を含む。」を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とあるのは「検察庁法第九条第三項又は第四項（これらの規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により検事正又は上席検察官として勤

務させる期限を延長した検事であつて、定年に達した日において検事正又は上席検察官の職を占める職員については、同法第九条第三項又は第四項の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて法務大臣が定める準則（以下単に「準則」という。）に規定する場合に限るものとし、同法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則」とあるのは「準則」と、同条第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書

に規定する職員にあつては、当該職員が占めていいる管理監督職に係る異動期間の末日)」とあるのは「が定年に達した日(検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する検事にあつては、年齢が六十三年に達した日)」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。

④ ⑧ (略)

第二十二条 (略)

② 檢事総長、次長検事又は検事長に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用について

は、同条第一項中「に係る定年」

第二十二条 (新設)
(略)

② 任命権者は、前項の期限又は

この項の規定により延長された期限が到来する場合において、

前項各号に掲げる事由が引き続

き存すると認められる十分な理

前項の事由
が引き続

「退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日において」とあるのは「を当該職員が定年に達した日において」と、同項ただし書中「第八一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とあるのは「検察庁法第二十二条第五項又は第六項の規定により次長検事又は検事長として

ときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができ。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができ。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

勤務させる期限を延長した職員であつて、定年に達した日において次長検事又は検事長として勤務している職員については、これらの規定により次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて内閣の定める場合に限るものとし同条第二項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則で」とあるのは「内閣が承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期

間の末日）」とあるのは「が定年に達した日（検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する次長検事又は検事長については、年齢が六十三年に達した日）」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。

③ 檢事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」とあるのは「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員につい

（新設）

では、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とあるのは「検察庁法第九条第三項又は第四項（これらの規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した検事であつて、定年に達した日において検事正又は上席検察官の職を占める職員については、同法第九条第三項又は第四項の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務させ

ることについて法務大臣が定める準則（以下単に「準則」という。）に規定する場合に限るものとし、同法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則」とあるのは「準則」と、同条第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とあるのは「が定年に達した日（検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する検事にあつては、年齢が六十三年に達した

日)」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。

④⑤⑧ (略)

第二十二条 (略)

②⑤⑦ (略)

⑧ 第四項及び前項に定めるもの

のほか、これらの規定による検

事への任命を行うに当たつて法

務大臣が遵守すべき基準に関する

事項その他の検事へ任命する

ことに関し必要な事項は法務大

臣が定める準則で、第五項及び

第六項に定めるもののほか、こ

れらの規定による年齢六十三年

に達したときに占めていた官及び

職を占めたまま勤務すべき期

第二十二条 (略)

(新設)

(略)

(新設)

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に

必要な事項は、人事院規則で定め

(新設)

限の延長に關し必要な事項は内閣が、それぞれ定める。

(削る)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその

者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる

③ 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

(削る)

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職

を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。)に採用することができる。

② 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

③ 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができる

<p>第八十一条の八 (略)</p> <p>第八十二条の六 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。</p>	<p>ものとする。</p>	

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が一次の各号のいずれかに該当する場合に、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 (略)

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が一次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理

法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。) に違反した場合

二 (略)

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 (略)

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、

地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者(以下この項において「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、

地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者(以下この項において「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として

職員として採用された場合（一）の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し、同項に規定する懲戒処分を行うことができる。定年前再任用

職員として採用された場合（一）の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し、同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

<p>【検察官の俸給等に関する法律附則第六条の新設】</p>	
<p>（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）</p> <p>第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給（他の官職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の官職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をし、その他これに</p>	<p>（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）</p> <p>第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し</p> <p>降任し</p> <p>免職し、その他これに</p>

	<p>対し著しく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、当該処分を行う者は、当該職員に対し、当該処分の際、当該処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>② 職員が前項に規定する著しく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができる。</p> <p>③ (略)</p>
<p>第一条 この法律</p> <p>附 則</p>	<p>対しいちじるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>② 職員が前項に規定するいちじるしく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができる。</p> <p>③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。</p>

		<p>(削る)</p> <p>は、昭和二十三年七月一日から施行する。</p>
<p>第二条 第五条第五項に規定する大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に規</p>	<p>(削る)</p> <p>第二条 内閣総理大臣の所轄の下に、臨時人事委員会を置く。</p>	<p>(削る)</p> <p>② この法律中人事院及び服務に関する規定（これらに関する罰則及び附則の規定を含む。）以外の規定は、法律、人事院規則又は人事院指令の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用することができる。</p>
<p>第三条 第五条第五項にいう大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）によ</p>	<p>②～⑩</p>	

													定する大学学部及び旧専門学校 令（明治三十六年勅令第六十一 号）に規定する専門学校を含む ものとする。
第三条	（削る）	大学学部及び旧専門学校 令（明治三十六年勅令第六十一 号）による専門学校を含む ものとする。											
第十二条	第十一条	第十条	第九条	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条					大学学部及び旧専門学校 令（明治三十六年勅令第六十一 号）による専門学校を含む ものとする。

<p>第三十一条 第十五</p> <p>条、第十八条から第二十条の二まで及び第二十二条から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条の規定は、国家公務員法</p>	<p>第三十二条の二 この法律第十五条乃至第二十条の二第五条の規定は、国家公務員法</p>	<p>附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。</p>	<p>第三十二条の二 この法律第十五条乃至第二十条の二第五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）附則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。</p>	<p>第四条 職員に 關し、その職務と責任の特殊性 に基づいて、この法律の特例を 要する場合には、別に法 律又は人事院規則（人事院の所 掌する事項以外の事項については、 政令）をもつて、当該特例 を規定することができる。ただし、 当該特例は、第一</p> <p>条の精神に反するものであつて はならない。</p>	<p>第十三条 一般職に属する職員に 關し、その職務と責任の特殊性 に基づいて、この法律の特例を 要する場合においては、別に法 律又は人事院規則（人事院の所 掌する事項以外の事項については、 政令）を以て、これを 規定することができる。但し、 その特例は、この法律第一 条の精神に反するものであつて はならない。</p>
<p>第五条 この法律の各規定の施行又は適用の際現に効力を有する政府職員に関する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者に、この法律の規定を適用するに当たり、必要な</p>	<p>第十四条 この法律の各規定施行又は適用の際、現に効力を有する政府職員に関する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者に、この法律の規定を適用するについて、必要な</p>				
				<p>職員であつた者で同条の規定の施行前に退職した者についても適用する。</p>	<p>職員であつた者で同条の規定施行前に退職した者についてもこれを適用する。</p>

<p>第六条 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十一年法律第二百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）</p>	<p>（削る）</p> <p>第十五条 人事院は、昭和二十六年七月一日以前においては、都道府県、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるよう協力し、及び技術的助言をなすことができる。</p>	<p>経過的特例その他の事項は、法律又は人事院規則で定める。</p>
<p>第十六条 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十一年法律第二百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）</p>	<p>第十五条 人事院は、昭和二十六年七月一日以前においては、都道府県、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるよう協力し、及び技術的助言をなすことができる。</p>	<p>経過的特例その他の事項は、法律又は人事院規則でこれを定める。</p>

<p>）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）並びにこれらの法律に基づく命令は、職員には適用しない。</p>	<p>（削る）</p> <p>第七条 第百八条の六の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下」の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。</p>	<p>第十七条</p> <p>第十八条 第百八条の六の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下」の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。</p>	<p>）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）並びにこれらの法律に基づいて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しない。</p>

第八条 令和四年四月一日から令
和十二年三月三十一日までの間

(新設)

における第八十一条の六第二項
の規定の適用については、次の
表の上欄に掲げる期間の区分に
応じ、同項中「六十五年」とあ
るのはそれぞれ同表の中欄に掲
げる字句と、同項ただし書中「
七十年」とあるのはそれぞれ同
表の下欄に掲げる字句とする。

表
(略)

② 令和四年四月一日から令和十

二年三月三十一日までの間にお

ける国家公務員法等の一部を改

正する法律（令和二年法律第

号。以下この条及び次条に

おいて「令和二年国家公務員法
等改正法」という。）第一条の

規定による改正前の第八十一条
の二第二項第一号に掲げる職員

に相当する職員として人事院規

則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
表 (略)

③ 令和四年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間における令和二年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」と

あるのはそれぞれ同表の中欄に
掲げる字句と、同項ただし書中
「七十年」とあるのはそれぞれ
同表の下欄に掲げる字句とする
。°

表
(略)

④ 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における令和二年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超える六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超える七十年を超

えない範囲内で人事院規則で定める年齢」とあるのは「年齢十六年」とする。

第三条 令和四年四月一日から令

和六年三月三十一日までの間に

おける第二十二条第一項の規定

の適用については、同項中「檢

察官は、年齢が六十五年」とあ

るのは、「檢事総長は、年齢が

六十五年に達した時に、その他

の檢察官は、年齢が六十四年」

とする。

【参照】

第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

②・③ (略)

④ 次長檢事及び檢事長は、年齢

が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日

に、檢事に任命されるものとす

(新設)

⑤ 令和六年四月一日から令和十

二年三月三十一日までの間にお

ける前項に規定する職員に対す

る第八十一条の六第二項の規定

の適用については、第一項の規

定にかかわらず、次の表の上欄

に掲げる期間の区分に応じ、同

条第二項中「年齢六十五年」

とあるのはそれぞれ同表の中欄

に掲げる字句と、同項ただし書

中「七十年」とあるのはそれぞ

れ同表の下欄に掲げる字句とす

る。

八年三月	から令和	四月一日	令和六年
を超える	六十五年	年を超える	、六十一
			六十七年

日まで	月三十一	十二年三	から令和	四月一日	令和十年	まで	三十一日	十年三月	から令和	四月一日	令和八年	まで	三十一日	
める年齢	規則で定	で人事院	い範囲内	を超えた	六十五年	年を超	める年齢	規則で定	で人事院	い範囲内	を超えた	める年齢	規則で定	で人事院
					六十三						六十二			
					六十九年						六十八年			

第四条 法務大臣は、当分の間、

検察官（検事総長を除く。）が

年齢六十三年に達する日の属す

る年度の前年度（当該前年度に

検察官でなかつた者その他の当

該前年度においてこの条の規定

による情報の提供及び意思の確

認を行うことができない検察官

として法務大臣が定める準則で

定める検察官にあつては、当該

準則で定める期間）において、

当該検察官に対し、法務大臣が

定める準則に従つて、国家公務

員法等の一部を改正する法律（

令和二年法律第

号）によ

る定年の引上げに伴う当分の間

の措置として講じられる検察官

の俸給等に関する法律（昭和二

十三年法律第七十六号）附則第

五条及び第六条第一項の規定に

（新設）

第九条 任命権者は、当分の間、

職員（臨時の職員その他の法律

により任期を定めて任用される

職員及び常時勤務を要しない官

職を占める職員並びに令和二年

国家公務員法等改正法第一条の

規定による改正前の第八十一条

の二第二項第一号に掲げる職員

に相当する職員として人事院規

則で定める職員及び同項第三号

に掲げる職員に相当する職員の

うち人事院規則で定める職員そ

の他人事院規則で定める職員を

除く。以下この条において同じ

。）が年齢六十（同項第二号

に掲げる職員に相当する職員と

して人事院規則で定める職員に

あつては同号に定める年齢とし

、同項第三号に掲げる職員に相

当する職員のうち人事院規則で

（新設）

より年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職した場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職した日に定年により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう

定める職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この条において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間）において、当該職員に対し、人事院規則で定めるところにより、令和二年国家公務員法等改正法による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる一般職の職員の給与に関する法律附則第八項から第十六項までの規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当

努めるものとする。

法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該職員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に第八十一条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。